

「デジタル広告市場の競争評価 中間報告」に関する意見

1. 記載された内容に対する意見

<中間報告の該当箇所：全体>

- 全体として、現状や課題を適切に踏まえた中間報告となっており、適切と考えます。

<中間報告の該当箇所：p22-33>

- アド Fraud、ブランドセーフティ、ビューアビリティ、ユーザーエクスペリエンスなどの問題は以前より指摘があり、巨大プラットフォーム事業者の積極的な情報開示による透明性の確保が必要と考えます。

<中間報告の該当箇所：p44-49 および p56-57>

- 特定の巨大プラットフォーム事業者によって視聴データの利活用が独占されることや、独自の運用ルールを標準化することで「囲い込み」が生じることは、健全で公正な市場競争を阻害する要因になると危惧します。

2. 記載された内容の他に、考慮すべき視点とそれに対する意見（デジタル広告市場に関するその他の情報・意見を含む）

- 広告主、視聴者／消費者にとっての安心・安全が最優先にされることが必要です。巨大プラットフォームの中に多く存在する違法コンテンツ、特に民間放送事業者の立場からは、放送番組の著作権等を侵害したコンテンツによる広告取引が行われていることは看過しがたく、こうした違法コンテンツへの巨大プラットフォーム事業者自身による対応が強化される制度的措置を講じることを強く要望します。なお、広告がついていない違法コンテンツも配信事業上の適正な競争を阻害していることは言うまでもありません。
- 行き過ぎた規制がデジタル広告の市場を委縮させないようにバランスを重視しながらも、適正な秩序が保たれるような施策を推進し、他の広告市場との公平な競争環境を整備することを要望します。

以上